第4章

第1節 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第 113 条第 3 項)
	車両等の破損措置に関すること。 (法第 155 条第 2 項にお
	いて準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。(法第 70 条第 1,3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1,2項)
不服申立てに関すること。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。 (法第6条、第175条)	